

一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや

定 款

定 款

第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、支援を必要としている子ども、若者、ひとり親家庭及びその他の生活困窮者のために、企業、団体、個人から食品や生活必需品の寄付を受け、それらを配布する事業を行い、安心して暮らせる豊かな社会の実現を目指すと共に、そうした事業を通じ地域の市民同士による相互扶助の社会づくり、社会の食品ロス削減及び社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 寄付を受けた食料等の収集・配布を通じて、子ども、若者、ひとり親家庭及びその他生活困窮者を支援する事業。
 - (2) 食品ロスの削減並びに市民への啓発を目的とする事業。
 - (3) 地域社会における市民の相互扶助を増進することを目的とする事業。
 - (4) 災害等の被災者に対する食料・生活物資等の支援事業。
 - (5) 前各号の事業に附帯する事業。
- 2 前項の事業は、大阪府内において行うものとする。

第3章 会 員

(会員の構成)

第5条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正 会 員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、事業の推進を支援するために入会した個人又は団体

(入会)

第6条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる経費に充てるため、会員は、会員になった時及び毎年度、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

2 会費の未納期間は会員権を停止する。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な理由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を2年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、または解散したとき。

(会員名簿)

第11条 この法人は、会員の氏名又は名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(会費等の不返還)

第12条 会員が既に納入した会費その他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任または解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項

(開催)

第15条 この法人の総会は、通常総会（一般法人法第36条第1項に規定する定時社員総会をいう。以下同じ）及び臨時総会とし、通常総会は、毎年度6月に1回開催し、臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する正会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第17条 総会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第19条 総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもってこれを行わなければならない。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令又は定款で定める事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条第1項に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議長が指名した理事2名が、前項の議事録に記名押印する。

3 議事録は、総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第5章 役員

(役員)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上15名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とする。

(役員を選任)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊な関係がある者の合計数が理事総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 この法人の監事には、この法人の理事（親族その他特殊な関係がある者を含む。）及びこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊な関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令の定めるところにより、監査報告書を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに

関する通常総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 この定款で定めた理事又は監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(役員報酬等)

第27条 役員報酬は、総会において理事、監事それぞれ別に定めた総額の範囲内で、総会において別途定める報酬等の支給の基準に従って算定した額をもとに支給することができる。

(取引制限)

第28条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引。
 - (2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引。
 - (3) この法人がその理事の債務を保証することその他当該理事以外の者との間におけるこの法人とその理事との利益が相反する取引。
- 2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(顧問)

第29条 この法人に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問は、理事会において任期を定めた上で選任する。
- 3 顧問は、理事長の諮問に応え、理事会において意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第6章 理事会

(構成)

第30条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 業務執行の決定
- (2) 理事の業務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職
- (4) 顧問の選任及び解任

(招集)

第32条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれを招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会の定めた順序により他の理事が招集する。
- 3 理事及び監事全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで理事会を開催することができる。

(議長)

第33条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。

(決議)

第34条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

(決議の省略)

第35条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第36条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。
ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第37条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。
- 3 議事録は、理事会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第39条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第40条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で理事会の承認を経て、総会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書（活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第41条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(剰余金の不分配)

第42条 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第43条 この定款は、総会における、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議によって変更することができる。

2 この法人が認定法の規定に基づく公益認定を受けた場合において、前項の変更を行ったときは、遅滞なく行政庁に届け出なければならない。

(解散)

第44条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取り消し等に伴う贈与)

第45条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第46条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人または国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第47条 この法人の事業を推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の委員は、正会員の中から、理事が選任する。

3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により都度定める。

第10章 事務局

(事務局)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び常勤の職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 1 章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第 4 9 条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第 5 0 条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 1 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

附 則

(最初の事業年度)

第 5 2 条 この法人の設立初年度の事業年度は、法人の成立の日から令和 8 年 3 月 3 1 日までとする。

(設立時の役員)

第 5 3 条 この法人の設立時理事及び設立時監事は、次に掲げる者とする。

設立時理事	石田	易司	梅原	知子	奥村	弘康
	加藤	英樹	加藤	裕理	川合	章代
	佐藤	重幸	津塩	素弘	中村	夏美
	松岡	賢司	山田	重雄		
設立時監事	中村	健二	貫	恒 夫		

(設立時理事長)

第54条 設立時理事長は、設立時理事による互選により選定する。

(設立時正会員の氏名又は名称及び住所)

第55条 設立時正会員の氏名又は名称及び住所は次のとおりである。

住 所 大阪府堺市堺区南花田口町二丁2番15号
設立時正会員 大阪いずみ市民生活協同組合

住 所 大阪府高槻市大字原1052番地の1
設立時正会員 大阪府森林組合

住 所 大阪府高槻市西冠三丁目8-23
設立時正会員 グリーンコープ生活協同組合おおさか

住 所 大阪市都島区東野田町一丁目5番26号
設立時正会員 生活協同組合おおさかパルコープ

住 所 大阪府枚方市楠葉並木二丁目28番4号
設立時正会員 特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里

(法令の準拠)

第56条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人なにわフードバンクしっかり食べや を設立のため、設立時正会員生活協同組合おおさかパルコープ外4名の定款作成代理人である行政書士 田中公子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和7年2月20日

設立時正会員 大阪いずみ市民生活協同組合
代表理事 勝山 暢夫

設立時正会員 大阪府森林組合
代表理事 栗本 修滋

設立時正会員 グリーンコープ生活協同組合おおさか
代表理事 篠原 佳奈子

設立時正会員 生活協同組合おおさかパルコープ
代表理事 奥井 和久

設立時正会員 特定非営利活動法人ちいさいほいくえんみんなの里
理 事 梅原 知子

上記設立時正会員の定款作成代理人

住所：大阪府大阪市鶴見区横堤四丁目13番16号

行政書士 田 中 公 子